

2021年3月8日

台湾 經濟部智慧財産局 御中

一般社団法人日本知的財産協会
常務理事 齊藤 浩二

「商標法部分条文修正草案」に対する意見

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私ども日本知的財産協会は、1938年に日本において設立されました知的財産権に関する民間のユーザー団体で、日本の主要企業960社を含む、1332社（2021年2月3日時点）を会員としており、世界における知的財産制度、その運用の改善について、意見などを関係先に提出いたしておりますが、今般、標記「商標法部分条文修正草案」について精査させていただきました。

つきましては、添付のとおり、私どもの意見を取り纏めましたので、ご検討の程、宜しくお願ひ申し上げます。

また、今回提出いたします意見の背景、理由などについてご説明するのに吝かではございませんので、その必要がありましたら遠慮なくご連絡いただければ幸いです。

敬具

添付資料：「商標法部分条文修正草案」に対する意見

一般社団法人日本知的財産協会
事務局長 志村 勇
連絡担当：古谷 真帆
TEL：81-3-5205-3433
FAX：81-3-5205-3391
Email：furuya@jipa.or.jp

添付資料

「商標法部分条文修正草案」に対する意見

■ 異議申立制度廃止について（現行法 48-55 条）

日本知的財産協会は、下記「基本的考え方」・「理由」にもとづき、異議申立制度を維持することを希望いたします。

記

1. 基本的な考え方

異議申立制度の廃止は、実質的に出願中の情報提供制度と請求事由が共通であることや、無効審判制度への一本化方針に基づき提案されているものと理解しておりますが、下記の理由により、その影響は商標の権利者・出願人共に大きな負担がかかることが懸念されると考えます。

2. 理由

台湾の商標審査実務においては識別性・類似商標の観点を含む実体審査が行われており、その質は非常に信頼度の高いものであると認識しています。

したがって、これまでは、審査の結果登録に至った登録商標を対象にウォッチングし、自社のブランド保護の観点で看過できない登録商標やその他懸念のある登録商標に対して異議を唱えるということが可能でした。しかしながら、異議申立制度が廃止された場合、先行権者は審査によって拒絶され得る商標を含む全出願商標を注視し、審査終了前に情報提供制度の利用を検討する必要性が生じることとなるため、その負担はこれまでより増加するものと考えられます。

また、情報提供制度は提供された情報を審査員が任意に参照するものであり、情報提供者は、自らが提供した資料を審査官によって参照されたのかを知る術なく、審査結果のみを知ることとなります。他方、異議申立では自社の申立内容に対する当局の見解を得ることができる点で、両制度は大きく異なるものであり併存させることの意義は依然あるものと思料いたします。

なお、上記懸念に対しては、無効審判制度を活用することで解決可能との考えもあり得ますが、無効審判制度は当事者系手続であるため、後願商標権者も否応なく審議への参加が求められる点で、また、改正法により、民事訴訟に当事者として、参加することが必要になるため、当該商標権者の負担もまた増加することが予想されます。

したがって、本改正は総じて商標権者全体の負担が見込まれる改正ではないかと思料する次第です。

以上